湾岸協力会議(GCC)
商標法施行規則

GCC 商業協力委員会により会議(第 51 回)にて
ヒジュラ暦 1436 年 8 月 3 日(2015 年 5 月 21 日)に公布

目次

第 1 章　定義
第 1 条

第 2 章　商標登録の手続
第 2 条
第 3 条
第 4 条
第 5 条
第 6 条
第 7 条
第 8 条
第 9 条
第 10 条
第 11 条
第 12 条
第 13 条
第 14 条
第 15 条
第 16 条

第 3 章　商標保護期間
第 17 条
第 18 条

第 4 章　博覧会で使用される商標の仮保護
第 19 条
第 20 条
第 21 条
第 22 条

第 5 章　商標の取消
第 23 条

第 6 章　商標の移転，抵当権及び差押
第 24 条
第 25 条
第 26 条
第 27 条
第 28 条
第 29 条

第 7 章　ライセンス契約
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条

第 8 章　団体商標及び証明商標並びに公益団体及び専門機関の商標
第 35 条
第 36 条
第 37 条

第 9 章　一般規定
第 38 条
第 39 条
第 40 条

商標手数料(サウジアラビア・リヤル)又は他の GCC 加盟国の通貨による同等額

第 1 章　定義

第 1 条

本規則を規定するにあたり，本規則において言及される語及び表現は，湾岸アラブ諸国協力会議加盟国商標法において付与されるものと同一の意味を有する。また，文脈によって別途定義されない限り，以下の語及び表現は，下記において付与された意味を有する。

管轄行政機関：各 GCC 加盟国における商標登録を担当する行政機関
商標法：湾岸アラブ諸国協力会議加盟国商標法
不服申立委員会：不服申立を審理するために管轄大臣の命令により設置される委員会
優先権：ある国において先にされた出願を基礎として出願すること

第 2 章　商標登録の手続

第 2 条

商標出願は，関係当事者が加盟国内に居住地を有する場合にはその者が，又は国内に居住地を有しない場合には国内に居住地を有し，かつ，管轄行政機関が定める商標代理人として登録されている代理人が，管轄行政機関にこのための所定の様式により提出する。単一出願は，1 の区分のみを有する商標登録に限定する。ただし，各国の公共秩序を損なわずに随時改正の商品及び役務の国際分類(ニース分類)に従って管轄行政機関の承認によることを条件として，単一出願を複数の区分に対して行うことができる。

第 3 条

商標出願には，以下の事項を含む。

1. 対象標章の表示
2. 出願人の名称，宛先及び国籍。出願人が法人である場合，その名称及び宛先に言及する。
3. 対象標章の詳細な説明
4. 登録を求める商標に係る商品又は役務の詳細及び区分
5. (該当する場合)優先日及び優先権主張番号並びに出願国
6. 出願人又はその指定代理人の署名。出願が法人により提出される場合，その証書は，その法人が認める署名権者によって署名される。出願が代理人により提出される場合，代理人の名称及び宛先を記載する。

第 4 条

商標出願には，以下を添付する。

1. 商標出願様式に表示されている商標と同一の商標 4 部
2. 代理人により出願を行う場合は，照合するため委任状の写しを原本に添付して提出する。委任状の原本は，正式に公証され，認証され，かつ，アラビア語に翻訳されるものとする。
3. 出願人がその職業又は業務を営んでいることの証拠
4. 出願手数料の納付証明書

5. 対象標章が非アラビア語の言語による 1 又は複数の発音から構成される場合，出願人は，その発音の発音表記とともにアラビア語への認証翻訳を提出する。
6. 音標章は，譜面又は説明文の形式で提出する。
7. 匂い標章は，説明文の形式で提出する。

第 5 条

A. 商標出願人又はその承継人が，GCC 加盟国の加盟する多国間国際条約の加盟国における先の出願に基づき優先権を主張しようとする場合，その者は出願とともに，先の出願の出願日及び出願番号並びに出願された国を示す声明書を提出する。また，優先権を主張する先の出願日から 6 月以内に，先の出願の国が交付した出願日を記載した証明書を，先の出願の写し及びそのアラビア語への翻訳文とともに提出する。出願人がこの規定を遵守しない場合，優先権主張は認められない。

B. 優先権主張を裏付ける書類の原本は，出願日から 3 月以内に提出することができる。

第 6 条

管轄行政機関は，商標出願をその出願日から 90 日以内に審査し，決定する。商標出願が商標法及び施行規則に規定された条件及び手続を満たしている場合，出願を登録受理し，そうでない場合は拒絶する。

何れの場合も，管轄行政機関は，出願に記載された宛先にその決定を書面で又は電子的に出願人に送達する。

管轄行政機関は，通知日から 90 日以内に出願人が条件を満たし，書類を補充し，又は出願に必要な補正を加えることを出願人に要求することができる。そうしない場合，出願人は出願を取り下げたものとみなされる。

第 7 条

管轄行政機関が商標の登録を拒絶すること又は所定の条件が満たされるまで停止することを決定した場合，出願人又は出願人の代理人は，通知日から 60 日以内に決定に対して不服申立委員会に不服申立をすることができる。

第 8 条

各 GCC 加盟国における管轄大臣は，提出された不服申立を審理する委員会を設置する。大臣は，委員会の委員の数，任期，運営方法及び委員の報酬を決定する。

第 9 条

不利益を被った当事者は，不服申立委員会の決定の交付日から 30 日以内に，書面で又は電子的に不服申立委員会の決定の通知を受け，通知の日から 60 日以内に管轄裁判所に上訴することができる。

第 10 条

A. 出願が登録受理された場合，出願人又はその代理人は，決定の通知日から 30 日以内に公告手数料を納付しなければならない。この規定を遵守しない出願人は，出願を取り下げたものとみなされる。

B. 公告通知には，以下の事項を含めなければならない。

1. 出願番号及び出願日
2. 出願人の名称，宛先及び国籍
3. 標章の表示
4. 代理人の名称及び宛先
5. 登録を求める商標が指定する商品名又は役務名及びその区分
6. (商標の)制限又は説明
7. (該当する場合)優先日及び優先権主張番号並びに出願国

第 11 条

管轄当局は,商標法又はその施行規則により公告が要求されている全事項の公告手段として,商標に関する公報を発行又は特定する。

第 12 条

1. 利害関係人は，管轄当局が発行又は特定する公報に商標登録が公告された日から 60 日以内に，所定の様式により，所定の手数料の納付後，商標登録に対する理由を付した異議申立を管轄行政機関に提出することができる。
2. 管轄行政機関は，異議申立日から 30 日以内に出願人に異議申立書の写しを送達する。
3. 出願人は，通知日から 60 日以内に管轄行政機関に，異議申立に対する答弁書を提出しなければならず，さもなければ出願を取り下げたものとみなされる。

第 13 条

1. 管轄行政機関は，必要な裏付書類の提出及び通知並びに所定の手数料の納付を条件として，申立人及び／又は被申立人の請求により，聴聞を行うことができる。
2. 管轄行政機関は，聴聞の機会から 90 日以内に，両当事者に対し，必要かつ適切とみなす条件を記載して理由を付した決定を通知する。

第 14 条

商標が，管轄当局が発行若しくは特定する公報に公告されてから 2 年以内に登録に対して異議申立が行われなかった場合，又は管轄裁判所が関連する最終決定を下した後，登録決定は確定したものとみなされる。

出願人は，商標の登録受理において発令された最終決定の日から 30 日以内に商標登録手数料を納付しなければならず，さもなければ出願を取り下げたものとみなされる。

第 15 条

管轄行政機関は商標を商標登録簿に登録し，これにより，商標の所有者は以下の詳細を含む登録証を交付される。

1. 商標登録番号及び登録日
2. 商標保護の開始日及び満了日
3. (該当する場合)優先日及び優先権主張番号並びに出願国
4. 商標の所有者の名称，宛先及び国籍並びにその商号(該当する場合)
5. 標章の表示
6. 登録を求める商標が指定する商品名又は役務名及びその区分
7. (該当する場合)制限又は説明

商標登録は，商標登録簿に登録されている登録出願日をもって有効となる。

第 16 条

登録商標の所有者は，所定の様式を提出し，所定の手数料を納付することにより，商標登録簿において以下の事項の訂正を申請することができる。

1. 商標の所有者の名称，宛先，職業又は国籍。所有者が法人の場合，名称又は宛先に影響を与える変更を登録する。
2. 商標に帰属する一部の役務又は商品の削除
3. 代理人の名称及び／又は宛先の変更

管轄行政機関は，上記(1)及び(2)で要求されるとおり，訂正通知を作成し，公告手数料の納付後に，管轄行政機関が発行又は特定する公告手段においてこれを公告する。該当する訂正は商標登録簿に登録され，その証拠が出願人に付与されなければならない。

第 3 章　商標保護期間

第 17 条

商標の保護を継続することを希望する商標の所有者は，保護期間の最終年から当初の保護期間満了から 6 月が経過するまでに，所定の手数料を納付後，管轄行政機関に当該目的のための申請を行う。

第 18 条

更新申請は，新たな審査を行うことなく，所定の手数料の納付後に更新手続のために受理される。
管轄行政機関は，以下の事項を含む更新通知を作成する。
1. 商標番号及び区分
2. 商標の所有者の名称，宛先及び国籍

管轄行政機関は，更新通知を作成し，管轄当局が発行又は特定する公報において公告する。該当する訂正は，商標登録簿に登録される。

第 4 章　博覧会で使用される商標の仮保護

第 19 条
商標の所有者が GCC 加盟国内で開催される国内又は国際博覧会において展示される商品又は役務に関して，自らの商標の仮保護を希望する場合は，博覧会の開会の少なくとも 1 月前までに，当該加盟国の管轄行政機関にその旨を通知する。
通知は，商標法及びその施行規則に規定された登録要件に従うことを条件として，標章の画像 4 部及び所定の手数料の納付証明書を添付した所定の様式により行う。

第 20 条
博覧会で使用される商標の仮保護の申請は，仮保護登録簿と呼ばれる特別な登録簿に登録され，以下の事項が登録される。
1. 仮保護の番号
2. 申請日
3. 出展者の名称
4. 博覧会の名称及び公式開会日
5. 仮保護が指定する商品又は役務及び区分

第 21 条
管轄行政機関は，博覧会で使用される商標について，その博覧会の開会日から 6 月を超えない期間，仮保護証明書を交付する。

第 22 条
前条に規定する仮保護証明書は，公式決定により特定された博覧会の場合を除き，付与することはできない。

第 5 章　商標の取消

第 23 条
商標登録は，商標法の規定に従って取り消される。
商標を取り消す場合，管轄行政機関は商標登録簿に当該取消を登録し，管轄当局が発行又は特定する公報において取消通知を公告する。
当該通知には以下を含める。
1. 商標の表示
2. 商標番号及び登録日
3. 商標の所有者の名称，宛先及び国籍
4. 取消理由及び取消日

自らの商標の取消を希望する商標所有者は，申請手数料及び公告手数料の納付後，当該目的のために指定された様式により取消申請する。ただし，対象商標が登録済で，かつ，有効であることを条件とする。

第 6 章　商標の移転，抵当権及び差押

第 24 条
商標の所有権は，所定の手数料の納付後，譲受人又はその指定代理人が管轄行政機関に提出する申請により移転される。移転申請は，以下の事項を含む所定の様式で提出する。
1. 登録商標の番号及び区分
2. 商標の所有者の名称，宛先及び国籍
3. 譲受人の名称，商号(該当する場合)及び国籍
4. 移転日，処分日又は移転に至った事象の日
5. 移転申請が代理人によって提出された場合，代理人の名称及び宛先

移転申請には，正式に公証され，認証され，かつ，アラビア語へ翻訳された以下の書類を添付する。
1. 譲渡証書
2. 譲受人の業務活動の証拠
3. 代理人が申請を行う場合は，委任状の原本

第 25 条
商標法第 5 条の規定を妨げることなく，商標所有者の法定相続人は，商標所有権を包括的に自らの名義に，又は商標権所有者が署名した譲渡証書によりそれらの法定相続人のうちの何れかに，商標所有権を移転する権利を有する。

第 26 条
管轄行政機関は，以下の事項を含む商標移転通知を作成する。
1. 登録商標の番号及び区分
2. 前商標の所有者の名称，宛先及び国籍
3. 譲受人の名称，宛先及び国籍

管轄行政機関は，公告手数料の納付後に，管轄当局が発行又は特定する公告手段において通知を公告する。該当する移転は，商標登録簿に登録される。

第 27 条
商標に対する抵当権設定は，商標移転を管理するのと同一の措置及び条件に従って登録簿に登録される。抵当権通知には，所定の手数料の納付後に，第 25 条に規定されているものと同一の事項を含む。

第 28 条
商標抵当権は，所定の手数料の納付後，商標の所有者が管轄行政機関に提出した，正式に公証され，認証され，かつ，アラビア語へ翻訳された抵当権受戻を証明する証書を添付した申請により解除される。

管轄行政機関は，抵当権受戻の通知を作成し，公告手数料の納付後に管轄当局が発行又は特定する公報において公告する。該当する受戻は商標登録簿に登録され，その証明が申請人に付与される。

第 29 条

登録商標に設定された差押は，裁判所の命令により商標登録簿に登録される。差押は裁判所の最終決定の場合を除き，解除することはできない。

第 7 章　ライセンス契約

第 30 条

登録商標の所有者が自然人又は法人に対し，登録商標が登録されている商品又は役務の全部又は一部について商標の使用をライセンス許諾する場合，ライセンス契約は書面により締結し，アラビア語以外の言語で作成された場合は，正式に公証され，認証され，かつ，アラビア語に翻訳されるものとする。如何なる場合においても，ライセンス期間は商標の保護期間を超えてはならない。

第 31 条

商標の所有者，その指定代理人又はライセンシーは，手数料の納付後，ライセンス許諾の登録申請を当該目的のために作成された様式で提出する。

申請には以下を含める。

1. 商標番号
2. 商標の所有者の名称及び国籍
3. ライセンシーの名称，宛先，居住地及び国籍
4. ライセンス許諾された商品及び役務
5. ライセンスの開始日及び満了日
6. (該当する場合)ライセンスの地理的範囲

譲渡申請には，正式に公証され，認証され，かつ，アラビア語へ翻訳された以下の書類を添付するものとする。

1. ライセンス契約
2. 委任状の原本

第 32 条

管轄行政機関は，商標の使用のライセンス許諾を登録簿に登録し，申請人の申請により，登録の証拠を申請人に交付する。管轄行政機関は，公告手数料の納付後に管轄当局が発行又は特定する公報に，ライセンス許諾の通知を公告する。

通知には以下を含める。

1. 商標の表示
2. 商標登録番号及び登録日

3. 商標の所有者の名称，宛先及び国籍
4. ライセンシーの名称，宛先，居住地及び国籍
5. ライセンスが付与された商品又は役務及びその区分
6. ライセンスの開始日及び満了日
7. ライセンスの地理的範囲

第 33 条

商標の所有者，その指定代理人又はライセンシーが，所定の手数料を納付した上で，ライセンスの満了又は終了の証拠を添えて管轄行政機関に申請することにより，ライセンス登録を抹消することができる。

管轄行政機関は，取消を他方当事者に通知するものとし，その場合，他方当事者は，取消の通知日から 30 日以内に管轄裁判所に取消を不服として上訴することができる。ただし，不服申立書の写しを，必要な証書とともに管轄行政機関に提出することを条件とする。

この場合，取消は，両当事者が合意に達するか，又は不服申立に対する最終決定を裁判所が下すまで停止される。

第 34 条

ライセンスの取消に対する不服申立がない場合又は不服申立があり裁判所が最終決定を下した場合，管轄行政機関は，公告手数料の納付後に管轄当局が発行又は特定する公報に取消の通知を掲載する。取消は商標登録簿に登録され，その証拠が申請人に付与される。

第 8 章　団体商標及び証明商標並びに公益団体及び専門機関の商標

第 35 条

第 2 条及び第 3 条の要件に加え，団体商標登録出願は，以下を行う。

1. 対象商標が団体商標である旨に言及する。

2. 出願を行う連盟，組織，公共機関のこれまでに加えられた変更を伴う定款の謄本を含み，以下を含む。

A. 当該商標を使用する権利を有する構成員及び出願人との関係
B. 商品及び役務における団体商標の使用規則の写し
C. 出願人が，その機関又は団体に所属する会員による団体商標の使用について，厳格な管理を行う，又は行う予定である声明を含むこと
D. 当該団体の会員資格基準に言及すること

3. 公告及び登録は，第 2 章に規定されたものと同一の手続に従って行う。

4. すべての証書は，正式に公証され，認証され，かつ，アラビア語に翻訳されるものとする。

第 36 条

第 2 条及び第 3 条の要件に加え，証明商標又は認証商標の登録出願は，以下を行う。

1. 対象商標が証明商標又は認証商標である旨に言及する。

2. 出願を行う連盟，組織，公共機関のこれまでに加えられた修正を伴う定款の謄本を含み，以下を含む。

A. 証明商標又は認証商標は出願人以外が使用してはならない旨，出願人は商標が使用される予定の商品若しくは役務の販売又は生産を行ってはならない旨及び出願人は所有者が定めた仕様に適合する第三者による商標の使用を妨げる可能性のある差別的政策に追従してはならない旨の声明

B. 証明商標又は認証商標は，商品及び役務の品質又は利点を証明することを目的としており，商品及び役務の出所を示すものではない旨の声明

C. 商標の使用を管理するために出願人が適用する仕様及び基準を定義し，認証された品質評価プログラムを出願人が適用していることを示す証書

D. 証明済み又は証明が要求されている商品又は役務の利点を示した証明書

3. すべての証書は，正式に公証され，認証され，かつ，アラビア語に翻訳されるものとする。当該商標の公告及び登録には，第 2 章に規定されたものと同一の規定が適用される。

第 37 条

商標が非営利目的で登録されることを予定する場合，出願にはその事実に言及し，出願人の公益団体又は専門機関の定款を添付する。

当該商標は，第 2 章に規定されたものと同一の手続に従って公告及び登録される。

第 9 章　一般規定

第 38 条

管轄当局は，商標法第 43 条に従い，反復違反者に関して下された決定を記載する公告の通知を作成する。通知は，反復違反者の費用負担により，2 の主要日刊紙の目立つ場所に掲載され，該当する場合，そのうちの 1 は反復違反者の施設がある地域で発行されるものとする。

第 39 条

管轄当局は，新規登録出願及び更新申請の提出並びにそれらの出願・申請の追跡のための電子システム及びデータベースを構築することができる。第 3 条において言及された事項は，それらのシステム及びデータベースに登録される。

第 40 条

所定の手数料は，添付の表に従って定められる。各国は，自国の手続により要求される他の手数料を課すことができる。

商標手数料(サウジアラビア・リヤル)又は他の GCC 加盟国の通貨による同等額

サービス	手数料
第 1：商品商標及び役務商標(1 区分につき)	
登録出願	1000
公告(管轄当局が公報を発行する場合)	500
登録及び登録証の発行	5000
第 2：団体商標，証明商標及び公益団体又は専門機関に割り当てられた商標	
団体商標，証明商標及び認証商標並びに公益団体又は専門機関に割り当てられた商標の登録出願	2000
公告(管轄当局が公報を発行する場合)	1000
証明商標，認証商標又は団体商標を表すために使用される登録商標の使用基準の変更申請	500
登録及び登録証の発行	5000
第 3：商標に対する不服申立及び異議申立(1 区分につき)	
商標登録の拒絶の決定又はその登録の条件付けの決定に対する不服申立	1000
商標の登録受理に対する異議申立	2000
聴聞の設定の申請	1000
第 4：商標の更新(1 区分につき)	
保護期間最終年度における 1 の商標の更新申請	5500
保護期間満了後 6 月以内の商標の更新申請	6500
更新通知の公告(管轄当局が公報を発行する場合)	1000
第 5：1 の商標の移転(1 の区分につき)	
商標の移転登録申請	1000
移転通知の公告(管轄当局が公報を発行する場合)	500
第 6：商標の使用ライセンス許諾(1 の区分につき)	
商標使用ライセンス許諾の登録申請	2000
ライセンス許諾通知の公告(管轄当局が公報を発行する場合)	1000
ライセンス許諾の取消申請	1000
ライセンスの取消しの公告(管轄当局が公報を発行する場合)	1000

第 7：1 の商標に対する抵当権設定(1 の区分につき)	
抵当権設定の登録申請	1000
抵当権通知の公告(管轄当局が公報を発行する場合)	500
抵当権受戻申請	500
抵当権受戻通知の公告(管轄当局が公報を発行する場合)	500
第 8：1 の登録商標の事項の変更(1 の区分につき)	
商標の所有者の名称変更申請	1000
商標の所有者の宛先変更登録申請	1000
商標の所有者又は代理人の名称及び宛先変更登録申請	1000
登録代理人の名称変更登録申請	200
商標の所有者又は代理人の名称又は宛先の変更の公告(管轄当局が公報を発行する場合)	500
第 9：1 の商標の標章形状の変更(1 の区分につき)	
商標の標章形状の変更	1000
商標の標章形状の変更の公告(管轄当局が公報を発行する場合)(500)	500
商標登録拒絶の決定に対する不服申立	500
第 10：1 の商標の取消(1 の区分につき)	
所有者による商標登録取消申請	200
商品又は役務の一部抹消申請	200
取消通知の公告(管轄当局が公報を発行する場合)	200
第 11：諸手数料	
1 の商標の仮保護申請(1 の区分につき)	1000
1 の商標の初回審査申請(1 の区分につき)	1000
登録証の謄本の申請又は登録証を紛失した場合の再発行申請(1 の商標，1 の区分につき)	1000
商標出願証明書の申請(1 の商標，1 の区分につき)	500
管轄行政機関に提出された管轄行政機関が発行した申請又は証書の謄本の申請(1 の商標，1 の区分につき)	200
商標登録代理人の代理人登録簿への登録	3000
代理人登録簿の登録更新(毎年)	3000
公報 1 部当たりの価格(管轄当局が公報を発行する場合)	500